

漏水事故を踏まえた水道用水及び工業用水の安定供給に係る 取組について

1 要旨

- 令和 7 年 10 月以降、水道企業団が管理する水道用水供給事業の管路（以下、「水道用水管」という。）及び工業用水道事業の管路（以下「工業用水管」という。）において、漏水事故が相次いだことから、水道用水及び工業用水の安定供給に向けて、「管路更新の進め方の再検討」を行いつつ、「漏水発生時の影響の軽減策」や「水道管の施工管理・埋設環境管理」に取り組んでいる。
- このうち、「管路更新の進め方の再検討」については、水道用水管と工業用水管のそれぞれについて、これまでの更新計画の見直しの要否を検証しており、水道用水管については、現在の更新計画を基本に前倒し可能な一部の管路について、工事着手を前倒すこととした。具体的には、呉市に大きな断水の影響があった江田島市小用地区の水道用水管の更新については、工事着手を令和 9 年度から令和 8 年度に前倒すこととする。
- また、工業用水管については、複数の漏水事故が発生した管路において漏水箇所の管路更新を緊急的に実施することとする。さらに、今後、更新の実施により生じる受水企業の料金負担等のシミュレーションを行い、受水企業との協議を踏まえて、更新計画を見直していくこととする。
- これらの対応に必要な経費について、令和 8 年 10 月定例会において必要な補正予算案を提出する予定である。

2 漏水事故の概要

- 令和 7 年 10 月以降の水道用水供給事業及び工業用水道事業における漏水事故は次のとおり。

【漏水事故一覧】

日付	場所	施設	影響範囲
R7. 10. 26	三原市和田地区	工業用水管（S49 年布設）	2 社
R8. 1. 13	広島市南区仁保	工業用水管（S39 年布設）	1 社
3. 14	江田島市小用地区	水道用水管（S53 年布設）	呉市音戸町、倉橋町 (5, 900 世帯)
6. 30	三原市須波地区	工業用水管（S49 年布設）	2 社
7. 13	三原市貝野地区	工業用水管（S49 年布設）	2 社
9. 6	三原市幸崎地区	工業用水管（S49 年布設）	1 社

3 管路更新の進め方の再検討

(1) 現状

水道用水管

- 従前の更新内容を現広域計画に位置付け、計画的な更新に取り組んでいる。

工業用水管

- 受水企業の撤退や事業縮小により契約水量が減少し、給水収益の減少に伴う経営悪化が見込まれたため、適切に維持管理しつつ、更新箇所を絞り込み、必要最小限の更新に取り組んでいる。

(2) 検証結果と今後の管路更新の考え方

水道用水管

【検証結果】

- 近年の漏水事故の原因等を踏まえ、管路更新の優先順位等について検証した結果、管路の布設時期や布設箇所の土壌の状況等を総合的に評価してきたこれまでの評価手法の見直しは必要なく、更新箇所の選定は妥当であると判断した。

【今後の管路更新の基本的な考え方】

- 更新優先箇所をできる限り前倒し、現広域計画期間内の更新が着実に進むよう取り組む。

工業用水管

【検証結果】

- 近年の漏水事故の原因等を踏まえ、管路更新の優先順位等について検証した結果、水道用水管と同様に、更新箇所の選定は妥当であり、漏水事故が発生していることを踏まえ、更新の前倒しを検討すべきであると判断した。
- 一方で、更新の前倒しに伴う更新費用の増加は、受水企業の料金負担の増大にもつながることから、受水企業の意見を聞きながら検討していく必要がある。

【今後の管路更新の基本的な考え方】

- まず、複数の漏水事故が発生した管路において漏水箇所の更新を緊急的に実施するとともに、今後、更新の前倒しにより生じる受水企業の料金負担等のシミュレーションを行い、受水企業との協議を踏まえ、更新時期を決定していくこととする。

(3) 当面の対応

次の管路の更新等に今年度中に着手し、必要な予算を令和8年10月補正予算案に計上する。

水道用水管

- 令和8年3月に漏水が発生した江田島市小用地区

工業用水管

- 令和7年10月に漏水が発生した三原市和田地区
- 令和8年6月に漏水が発生した三原市須波地区

【令和8年10月補正予算案一覧】

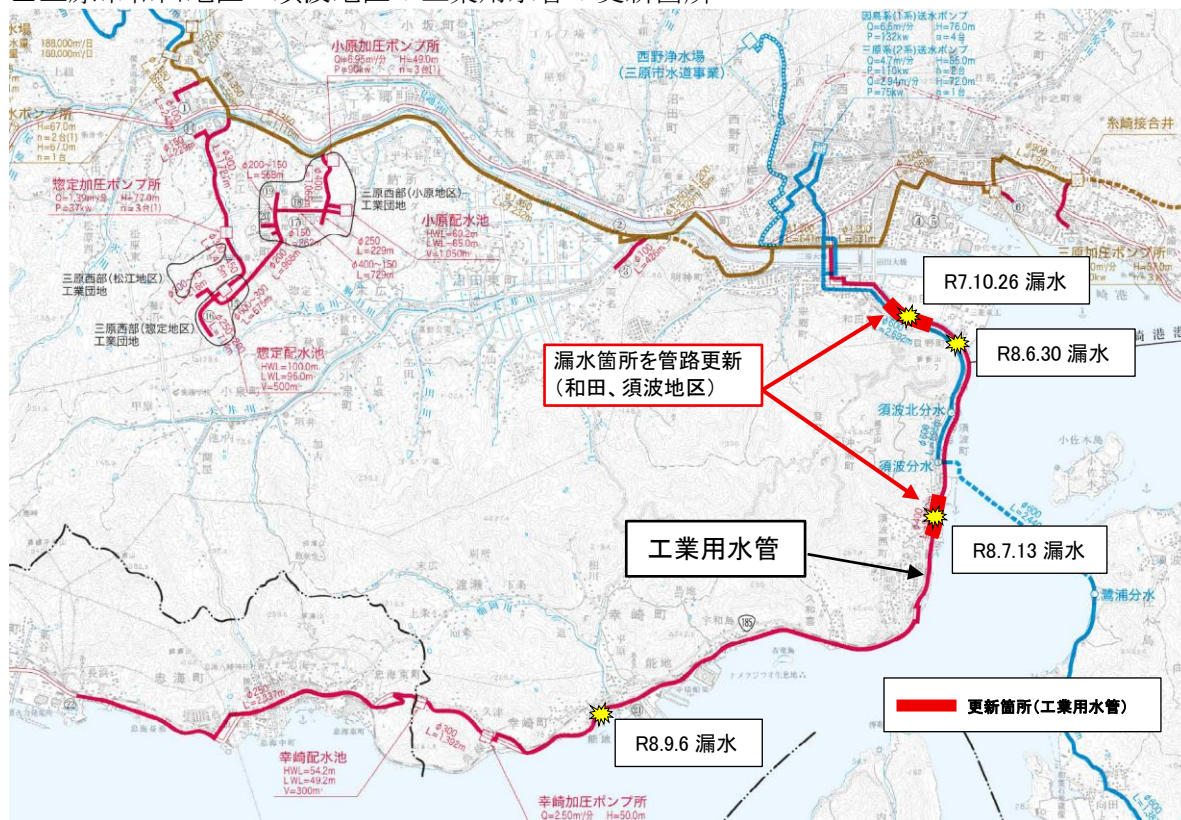
(単位：千円)

項目	事業区分	内容	補正額
江田島市小用地区の管路更新費用	水道用水供給事業	更新工事を R9 年度から R8 年度に前倒して着手するため、債務負担行為を計上	(債務負担行為) 400,000
三原市の漏水箇所の管路更新費用	工業用水道事業	漏水箇所を含めた伏越区間の管路更新に要する費用、債務負担行為を計上	74,200 (債務負担行為) 169,227

■江田島市小用地区の水道用水管の更新前倒し箇所



■三原市和田地区・須波地区の工業用水管の更新箇所



4 その他の取組

(1) 漏水発生時の影響の軽減策

ア 現状

- 漏水時に速やかに復旧できるよう、水道管の補修資材を備蓄しているが、備蓄資材による補修ができず、兵庫県から特殊な補修資材を取り寄せた事例があった。
- また、漏水復旧にあたっては仕切弁の閉操作により送水を止める必要があるが、仕切弁の老朽化により止水できず、復旧作業に時間を要した事例があった。

イ 検討状況

- 老朽化した仕切弁については、仕切弁のみを更新するよりも、管路更新時に一体的に更新する方が効率的であることから、管路更新時に更新することとする。
- ただし、管路更新前に更新が必要となる仕切弁については、仕切弁のみの更新を行うこととする。

ウ 今後の予定

- 水道管の補修資材については、これまでの漏水事故対応を踏まえ、不足している備蓄資材を抽出した上で、備蓄の拡充を図る。
- 管路更新前に更新すべき仕切弁を整理し、計画的に更新する。

(2) 水道管の施工管理・埋設環境管理

ア 現状

- 水道管の布設にあたり、管の周辺を良質土で埋め戻すこととしているが、漏水箇所の付近に石が存在し、その影響により管が損傷し、腐食しやすい環境であった。
- 地中に埋設している水道管と他の埋設物との離隔を 30 cm以上確保することとしているが、漏水した水道管に N T T のケーブル管が近接（15 cm未満）しており、十分な離隔が確保されていなかったため、復旧に当たり特殊な補修資材が必要となった事例があった。

イ 今後の予定

- 水道管の布設にあたっては、水道管周辺の石の除去と良質土による埋め戻しを徹底する。
- 水道管の布設や水道管の周辺に他の埋設物を布設する場合、水道管との離隔を 30cm 以上確保することを徹底する。